

自動販売機設置事業者募集実施要領

令和8年2月

香美市 建設課

目的

香美市では、都市公園利用者の利便に資すため、清涼飲料水の自動販売機（以下「自動販売機」という。容器は缶・ペットボトル・紙パックに限る。容器が紙コップ・瓶、または氷菓類・食品販売用は不可。）の設置事業者を募集し、令和13年3月31日までの設置事業者を決定します。

応募される方は、この実施要領を熟読し、お申し込みください。

入札申込から自動販売機設置事業者決定までの流れ

1. 応募受付

応募受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日を除く

応募書類の入手方法は以下の通りです。

- ・香美市建設課ウェブサイトからダウンロード
- ・建設課窓口にて直接お受け取り

応募方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。

持参の場合：上記受付期間内に、下記提出場所へ直接ご持参ください。

郵送の場合：上記受付期間内に必着となるようご郵送ください。

※郵送事情等により提出期限に遅延が生じた場合でも、当課ではその責任を負いかねますので、十分ご注意いただき、早めの送付をお願いいたします。

※郵送による書類の不備については、応募者の責任となりますので、提出前に十分にご確認ください。

提出場所・郵送先

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 香美市役所 建設課 都市計画班（4階）

2. 応募に関する質問受付

方法：質問は別添質問書へ必要事項を記載のうえ、持参・郵送・電子メール及びFAXにて受付します。

電話：0887-53-3119 FAX番号：0887-53-1389 E-mail：kensetsu@city.kami.lg.jp

質問期限：HP掲載日～令和8年2月13日（金）午後5時15分まで

応募者多数の場合は抽選になります。

3. 抽選参加者証の発送

令和8年2月24日(火) 以降に抽選参加者証を郵送

4. 抽選日時及び場所

日時： 令和8年3月2日(月) 午後2時

場所： 香美市役所3階会議室(301)

※ 必ず抽選参加者証を持参のうえ、抽選に参加してください。持参されていない方については失格となります。また、この抽選参加者証を持っている方を抽選権利者とみなしますので、抽選参加者証の管理には十分ご注意ください。

抽選は、設置希望箇所(①～④)ごとに抽選を実施します。

5. 契約の締結

契約締結期限：令和8年4月30日

1 自動販売機の設置条件等

(1) 募集する自動販売機の設置箇所

- | | | |
|-------------------------|----------------|----|
| ① 香美市土佐山田町植字マエヤマ1252番2外 | 香美市立秦山公園管理棟北側 | 4台 |
| ② 香美市土佐山田町植字マエヤマ1252番2外 | 香美市立秦山公園西側トイレ棟 | 2台 |
| ③ 香美市土佐山田町植字マエヤマ1252番2外 | 香美市立土佐山田スタジアム | 5台 |
| ④ 香美市土佐山田町旭町1丁目34-1 | 香美市立旭町公園トイレ棟西側 | 1台 |

(2) 設置期間

設置期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(3) 設置使用料

- | | | |
|------------------|------------|--------------|
| ① 香美市立秦山公園管理棟北側 | 1月の販売額の25% | (10円未満は切り上げ) |
| ② 香美市立秦山公園西側トイレ棟 | 1月の販売額の20% | (10円未満は切り上げ) |
| ③ 香美市立土佐山田スタジアム | 1月の販売額の20% | (10円未満は切り上げ) |
| ④ 香美市立旭町公園トイレ棟西側 | 1月の販売額の20% | (10円未満は切り上げ) |

(4) その他必要となる経費等の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費の一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 自動販売機の稼働に必要な電気料金については、香美市の負担とする。

(5) 自動販売機の機能に関する事項

- ① 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- ② 自動販売機の機種にあたっては、「自動販売機設置自主ガイドライン（日本自動販売協会）」に基づき、「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ」など、消費電力量の低減を資する技術等を導入した機能の設置に努めること。
- ③ 自動販売機は、香美市地域電子マネーkamica（カミカ）に対応した決済機能を備えていることが望ましい。（kamicaに対応可能な自動販売機を設置する事業者は、後述の(6)により優先的に選考されます。）
- ④ 自動販売機の冷媒には、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオレフィンなど、地球温暖化係数の低い冷媒の採用に努めること。
- ⑤ 大規模災害時に停電が発生した場合でも、非常用電源（バッテリー）などにより、必要な電力を供給して自動販売機内の商品を出すことができる機能を有する機種の採用に努めること。
- ⑥ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- ⑦ 「自動販売機設置自主ガイドライン（日本自動販売協会）」に基づき、キャッシュレス機能やユニバーサルデザインなどの消費者ニーズに応じた利便性の高い自動販売機の採用に努めること。

(6) kamica対応機の選考に関する事項

全ての設置箇所における選考において、応募多数の場合、香美市地域電子マネーkamica（カミカ）に対応した自動販売機を設置する事業者については優先的に選考します。

(7) 設置及び維持管理責任等

- ① 自動販売機を設置するにあたって、大きさはW1,050mm以内 D800mm以内 H2,000mm以内（放熱余地、転倒防止措置等に必要なスペースを含む）とし、規格等について管理者から承認をもらうこと。
- ② 設置事業者は、販売する容器（缶・ペットボトル・紙パック等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、定期的に回収・リサイクルすること。ただし、香美市立旭町公園トイ

レ棟西側に設置する自動販売機については、回収ボックスおよびごみ袋の設置は市で行うため、事業者による設置、回収・リサイクルは不要とする。

- ③ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を香美市に請求することができない。
- ④ 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機の据付基準(JIS規格)」もしくは、「自動販売機据付規準(清涼飲料自動販売機協議会作成)」を遵守し、転倒防止対策を講ずること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑥ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の在庫管理を適切に行い、賞味期限及び在庫切れがないように注意を払うこと。

(8) 設置許可の制限

設置期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 許可条件を遵守し、設置使用料を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、香美市の指示に従うこと。
- ④ 販売品目について必要な場合は、香美市と協議を行うものとする。酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(9) 設置許可の取消し及び原状回復

- ① 次のいずれかに該当する場合は、設置許可を取り消します。
 - ア 設置許可の条件に違反する行為があると認める場合
 - イ 設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合
- ② 上記①となった場合、撤去日までの売上げに応じた設置使用料を納め、速やかに原状回復すること。また、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、取消し及び原状回復により生じた損失については、その補償を香美市に請求することができない。

2 募集参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者で、高知県内に本店又は支店（営業所等）を有している法人。

- (2) 令和8年2月1日時点で香美市内に2台以上清涼飲料水等の自動販売機を設置していること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 香美市暴力団排除条例（平成22年12月21日香美市条例第51号）第2条第1号から第2号までに該当しない者、あるいは該当する者が法人にいないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 提出書類（各1部）

※提出された書類は返却しない。

区分	申請書類	法人	個人
①	自動販売機設置事業者応募申込書	○	○
②	身分証明書（市町村発行のもの）	—	○
③	法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）	○	—
④	高知県内における事業所在地の市町村税の納税証明書	○	○
⑤	設置する自動販売機・回収ボックスのカタログ等 仕様の分かるもの（コピー可）	○	○
⑥	その他必要と認める書類	○	○

※証明書

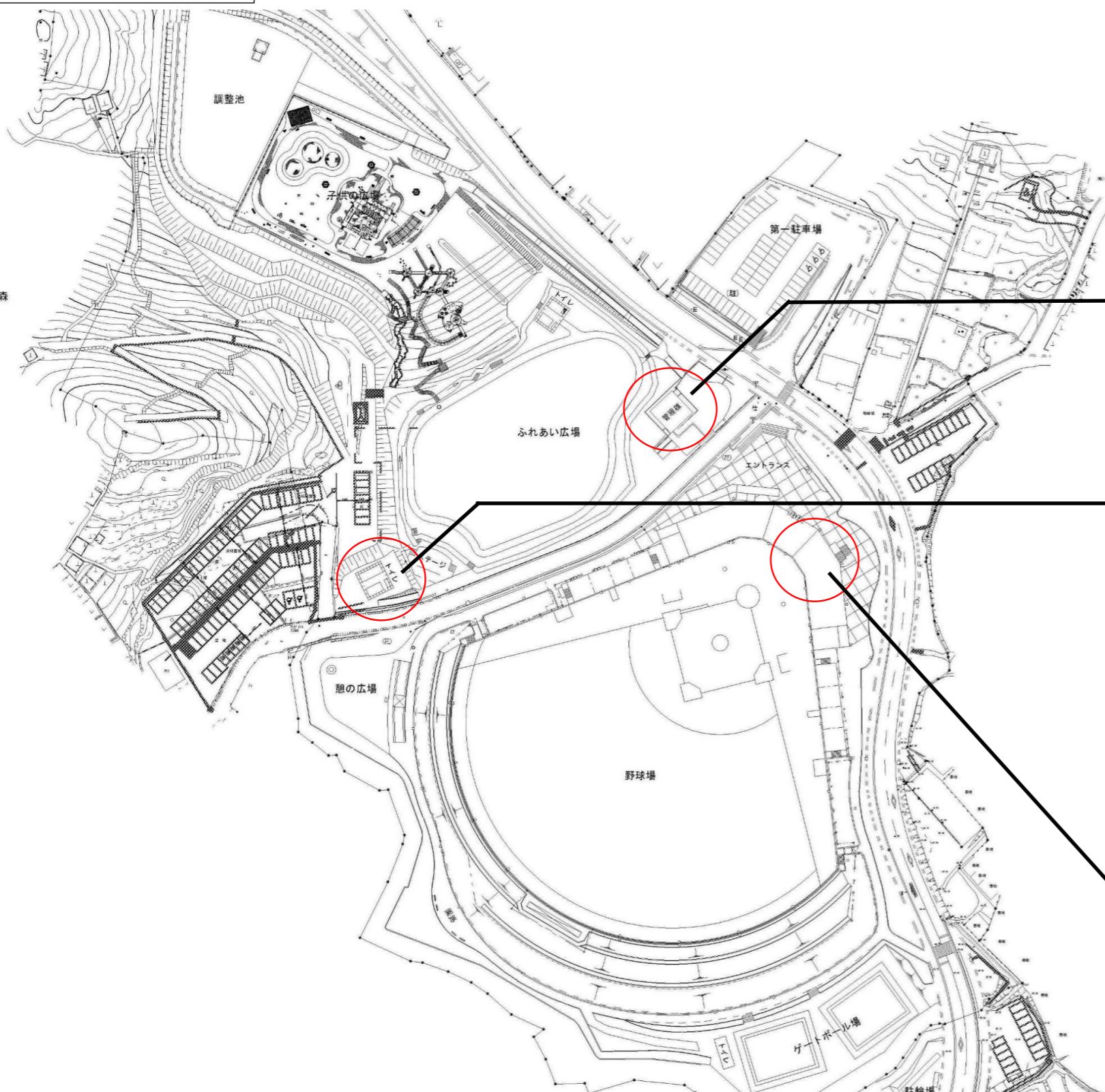
- (1) 自動販売機設置事業者応募申込書
- (2) 高知県内における事業所在地の市町村税の納税証明書（令和7年度分）
- (3) 法人登記全部事項証明書の履歴事項証明書

—証明書はすべて発行から3ヶ月以内のもの。コピー可。—

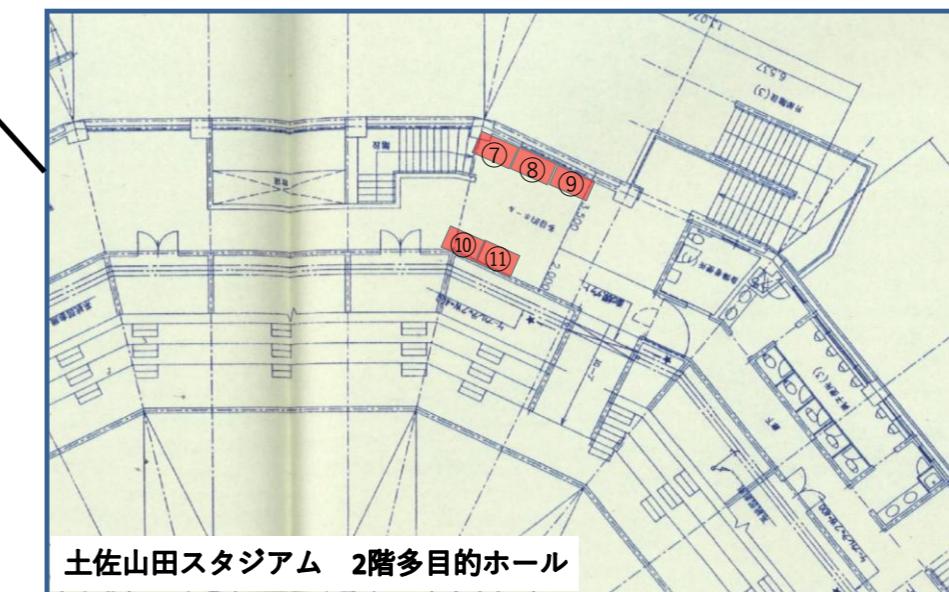
自動販売機設置場所 位置図



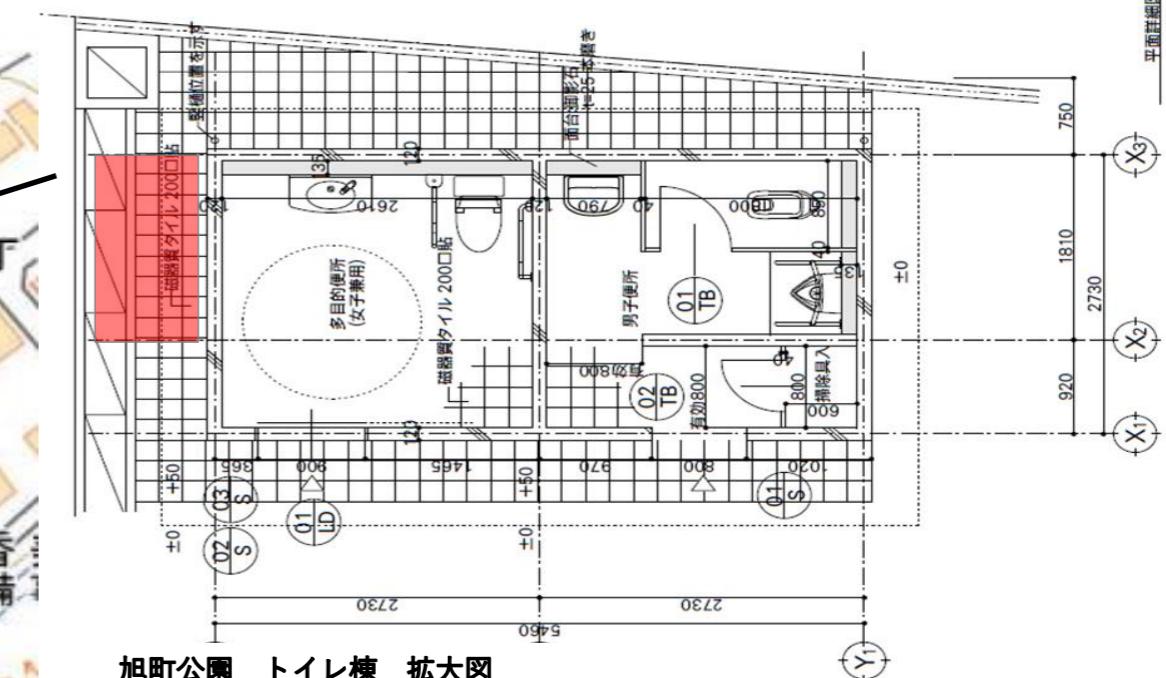
泰山公園設置場所



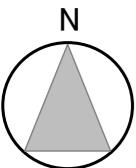
設置場所 : 



旭町公園設置場所

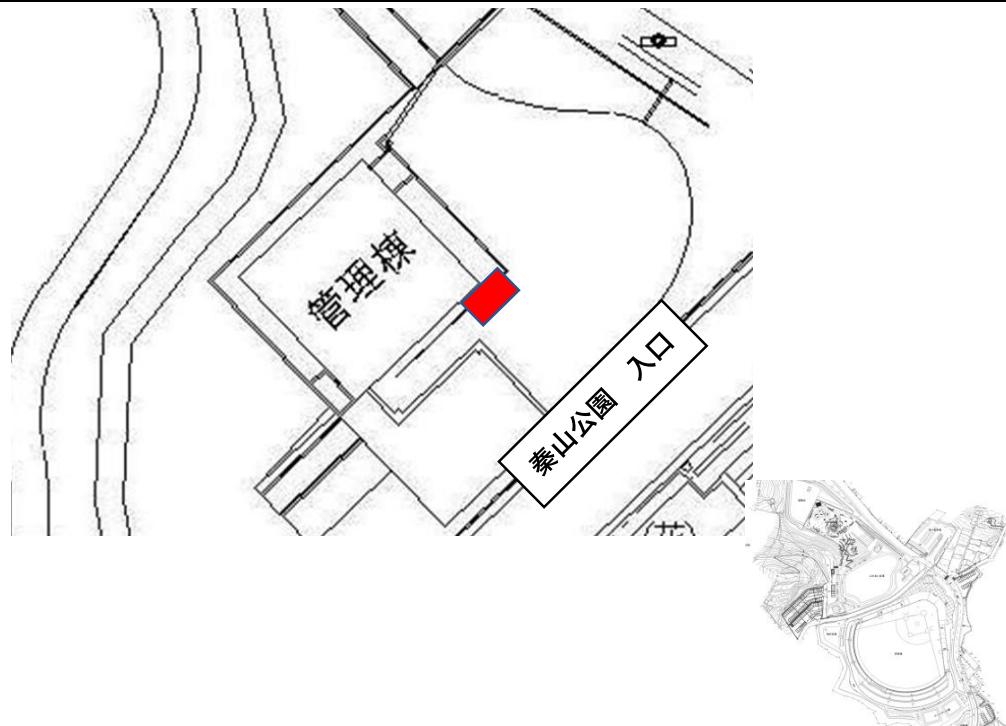


設置場所 : ■



物件番号	1	設置箇所	①香美市立秦山公園管理等北側
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



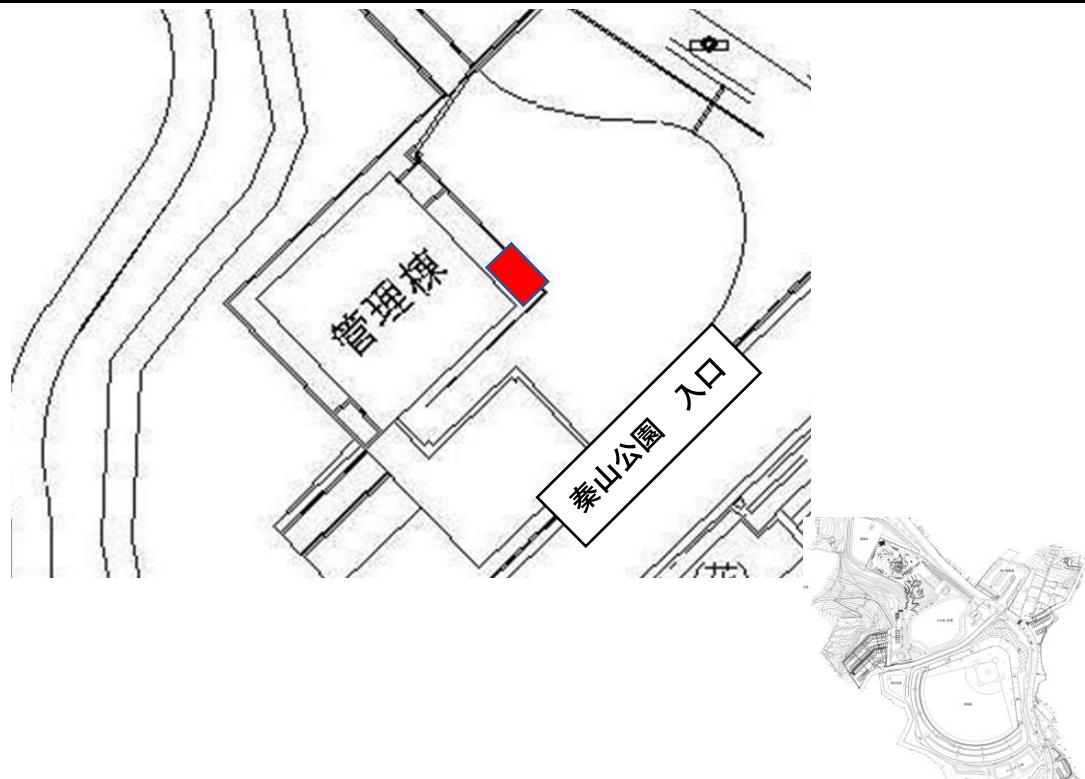
現地写真



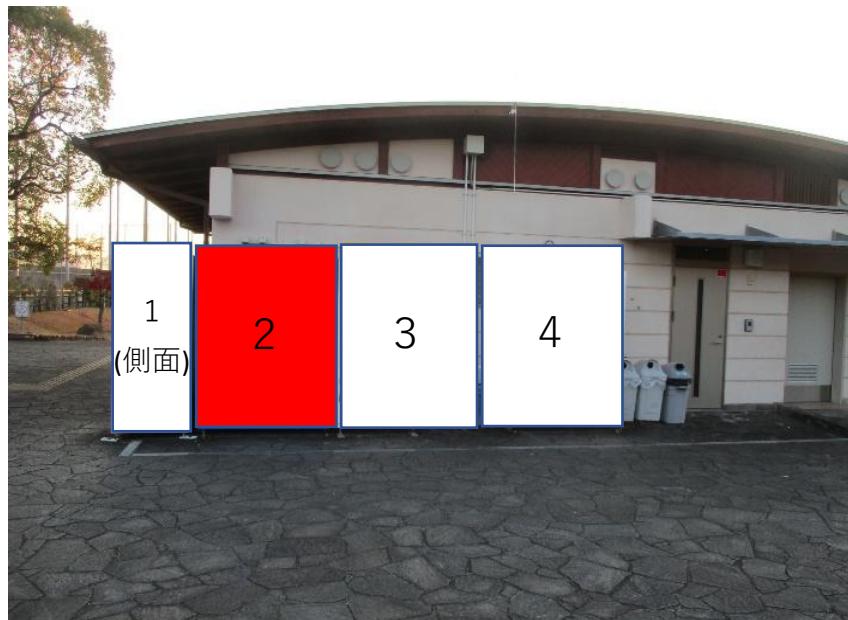
留意事項

物件番号	2	設置箇所	①香美市立秦山公園管理等北側
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



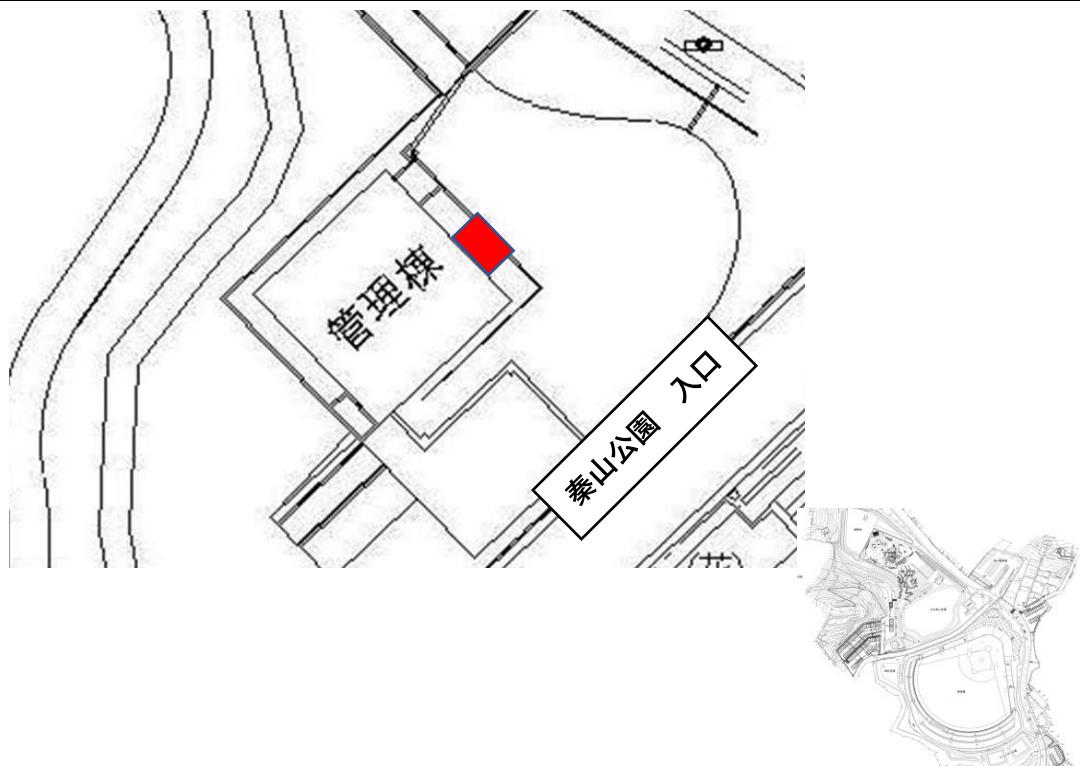
現地写真



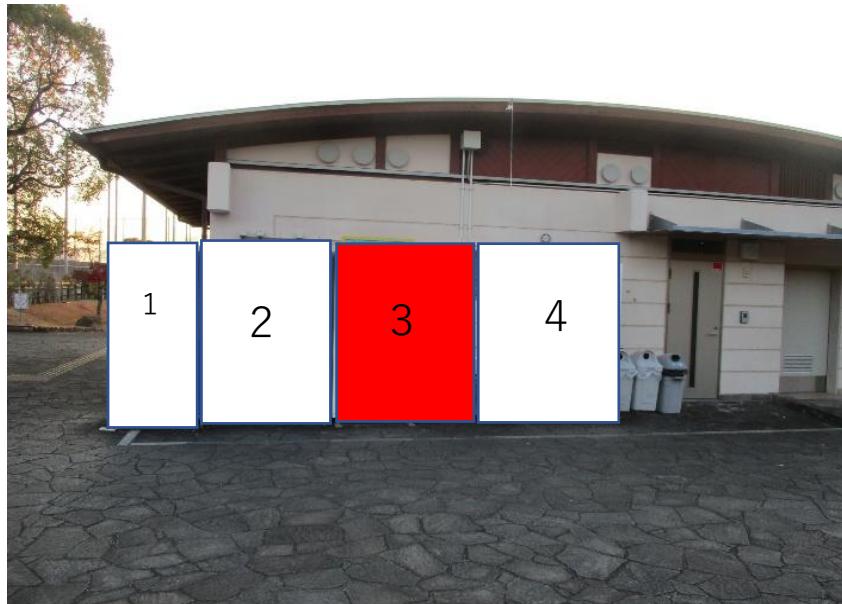
留意事項

物件番号	3	設置箇所	①香美市立泰山公園管理等北側
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



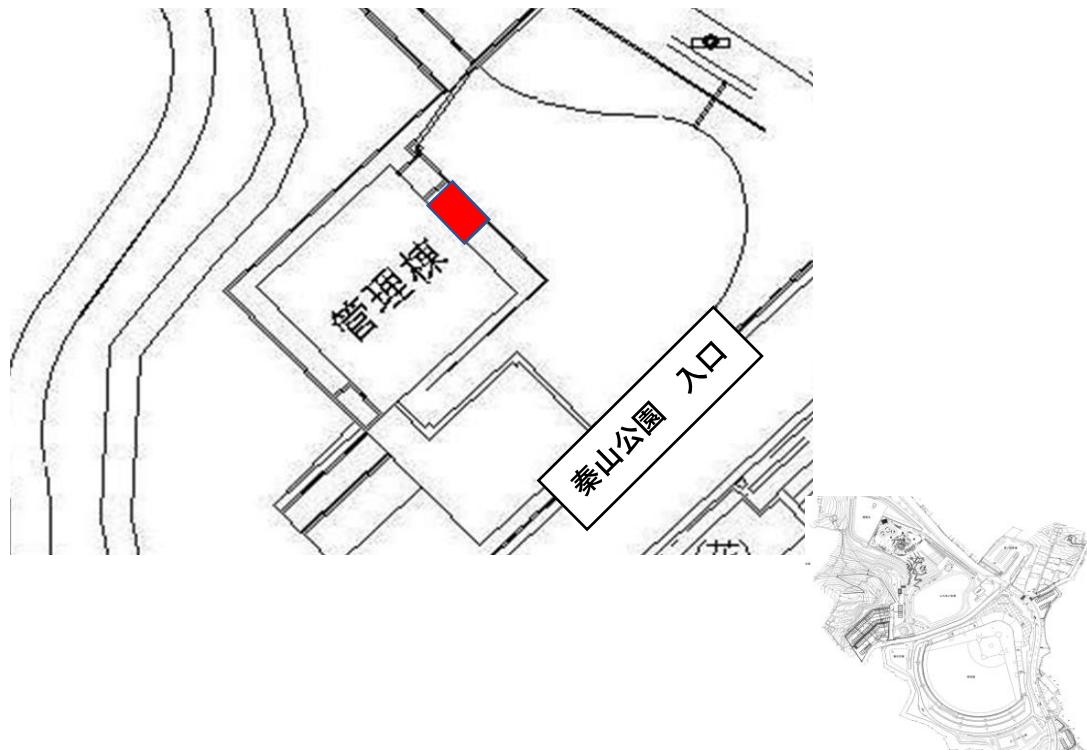
現地写真



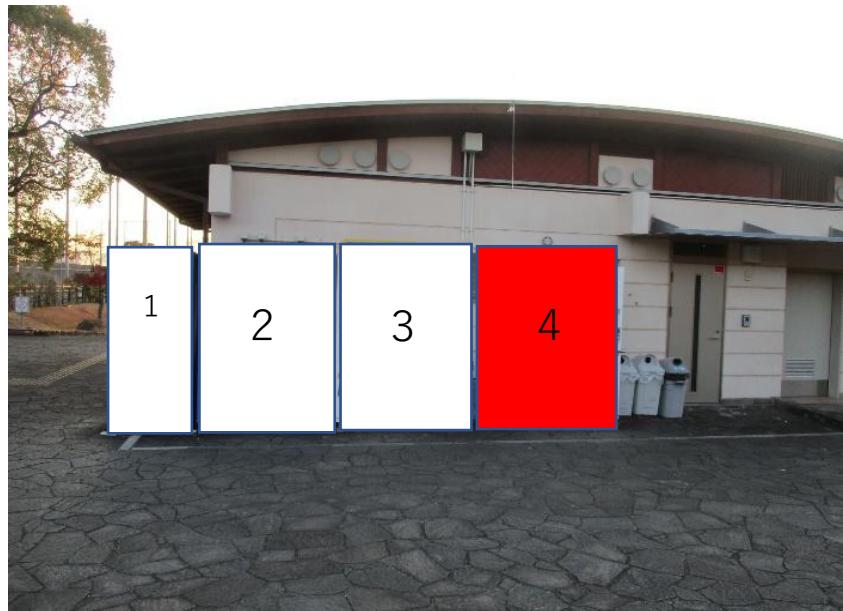
留意事項

物件番号	4	設置箇所	①香美市立泰山公園管理等北側
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



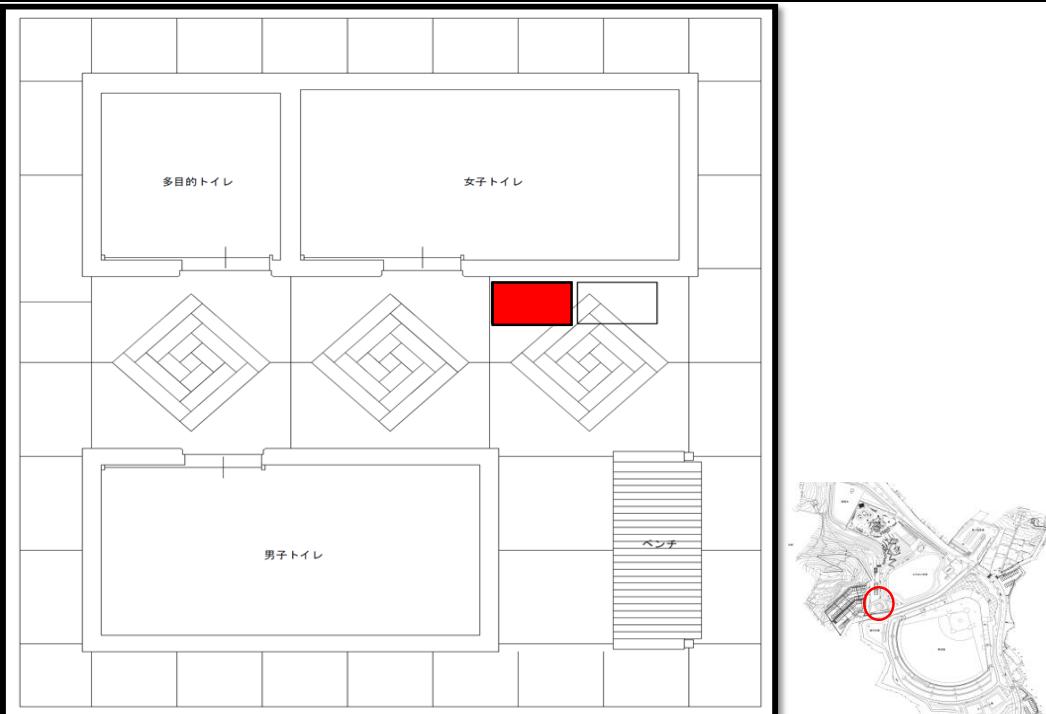
現地写真



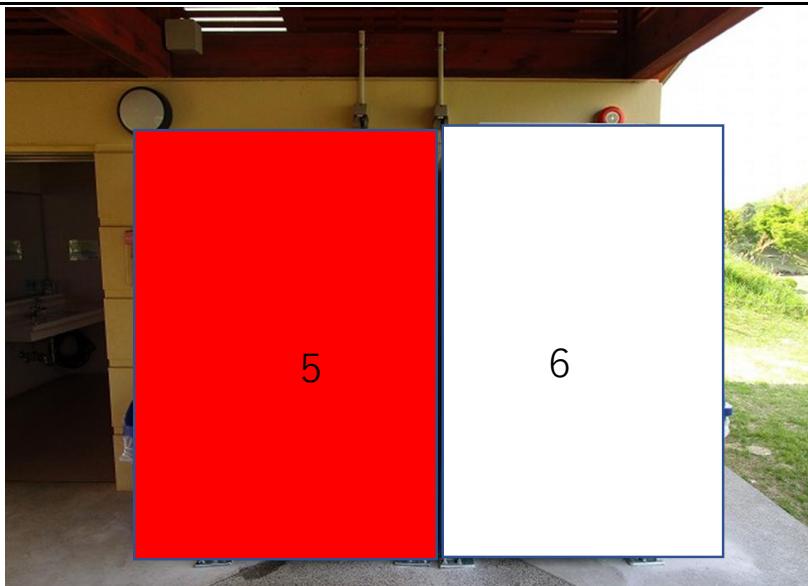
留意事項

物件番号	5	設置箇所	②香美市立秦山公園西側トイレ棟
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



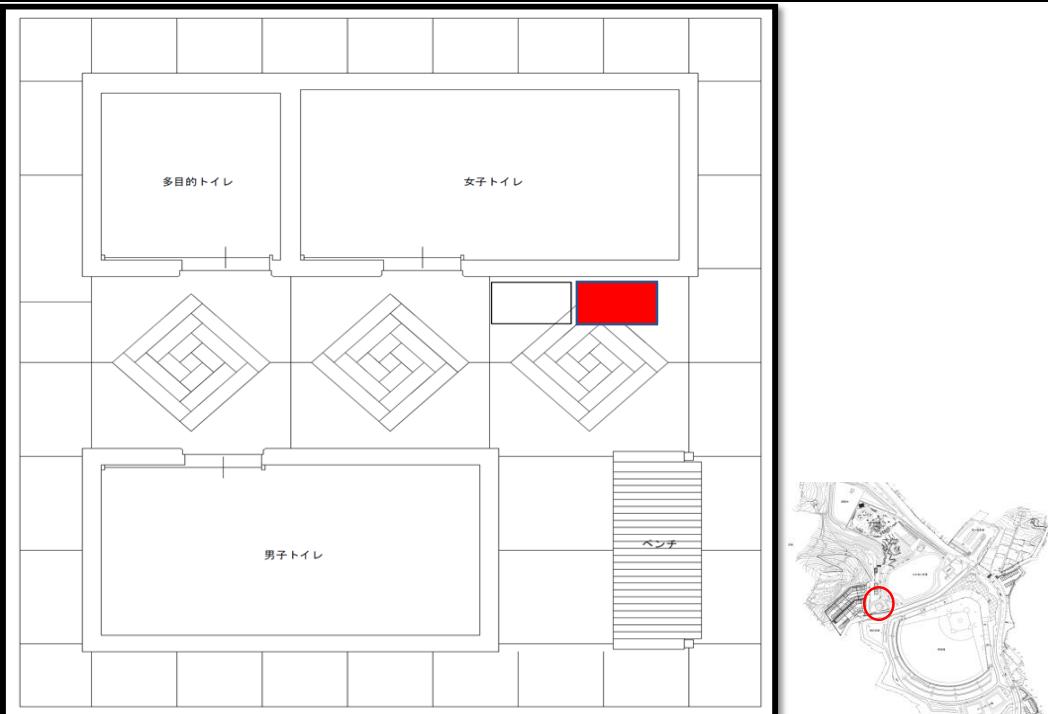
現地写真



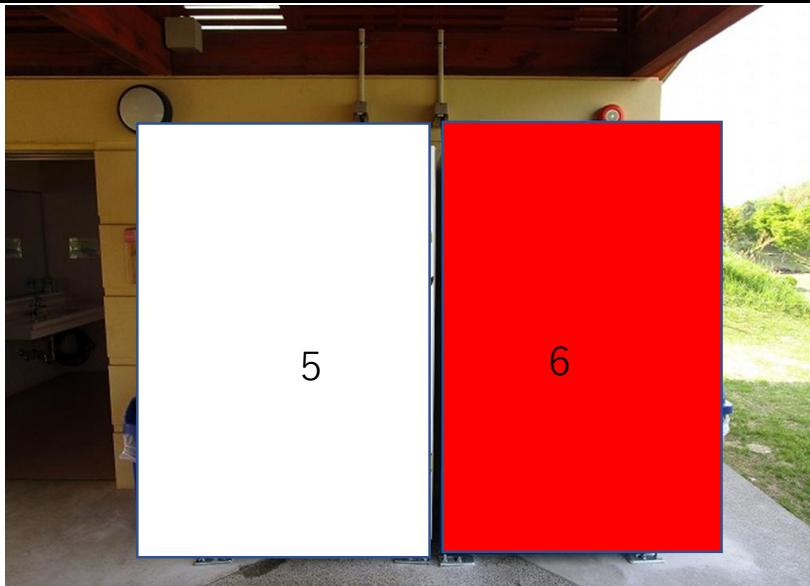
留意事項

物件番号	6	設置箇所	②香美市立秦山公園西側トイレ棟
所在地	土佐山田町植1252-2 外		

配置図



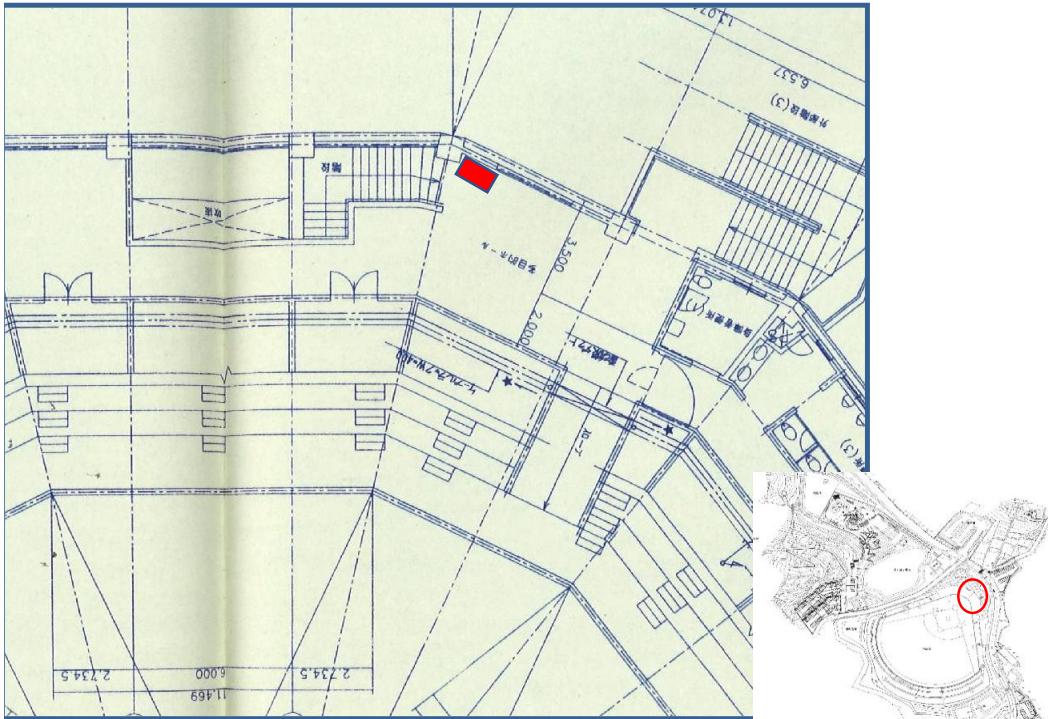
現地写真



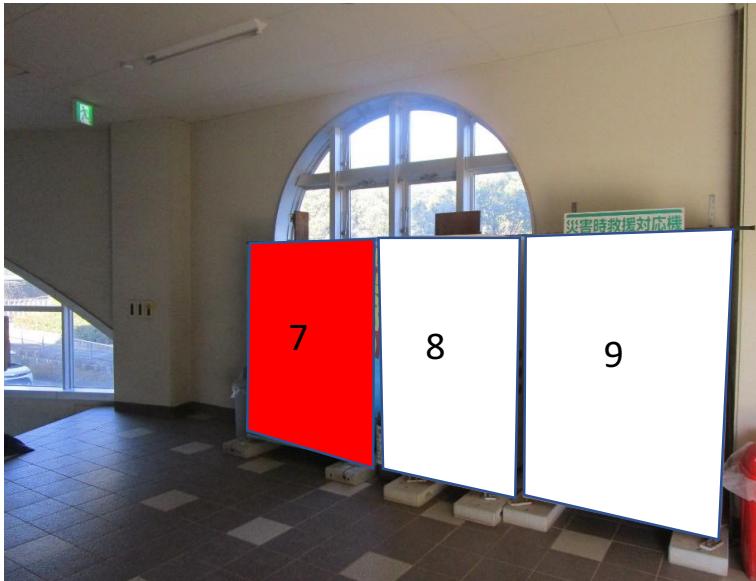
留意事項

物件番号	7	設置箇所	③香美市立土佐山田スタジアム
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



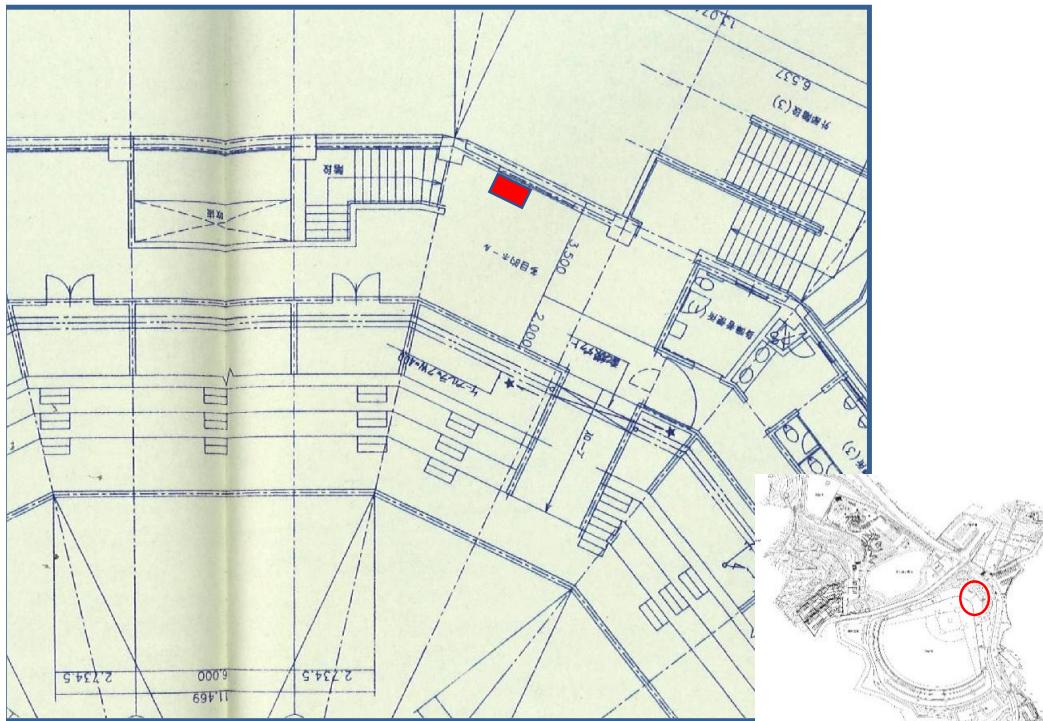
現地写真



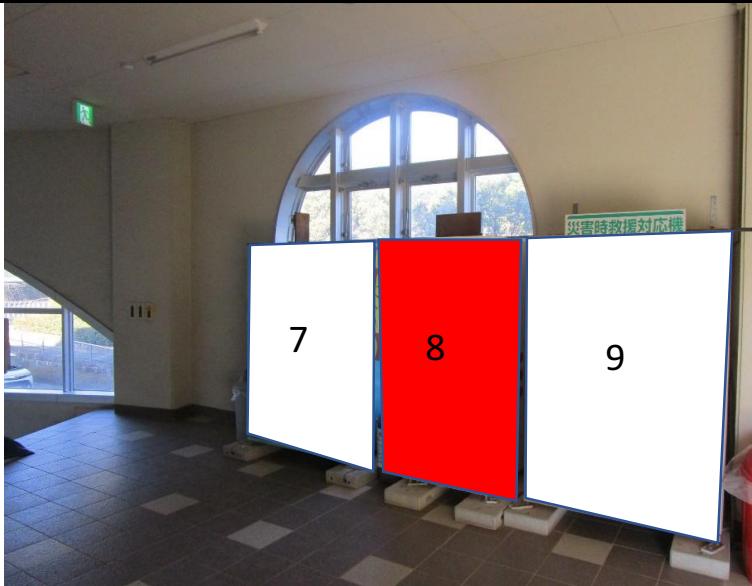
留意事項

物件番号	8	設置箇所	③香美市立土佐山田スタジアム
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



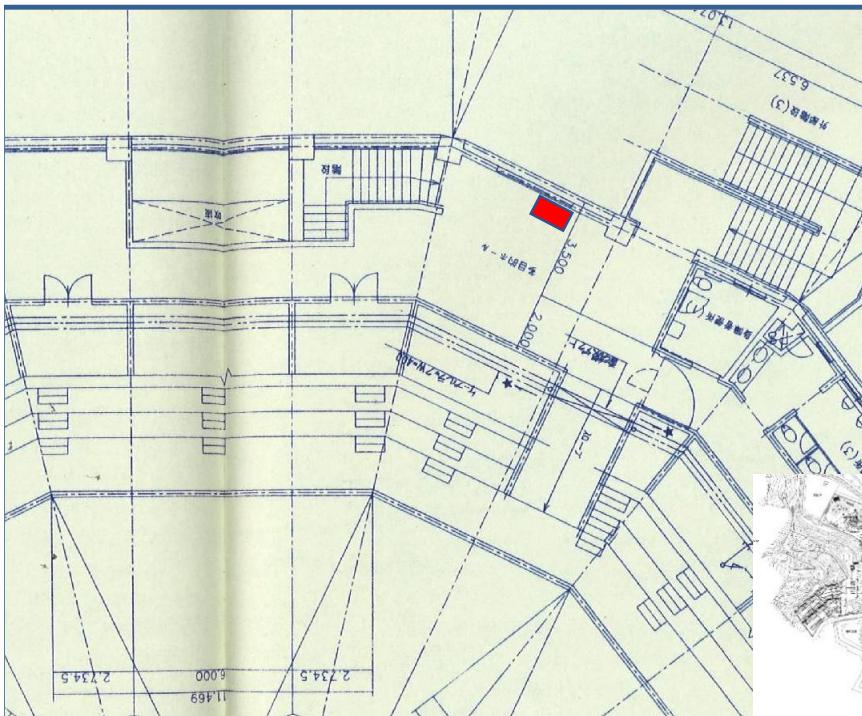
現地写真



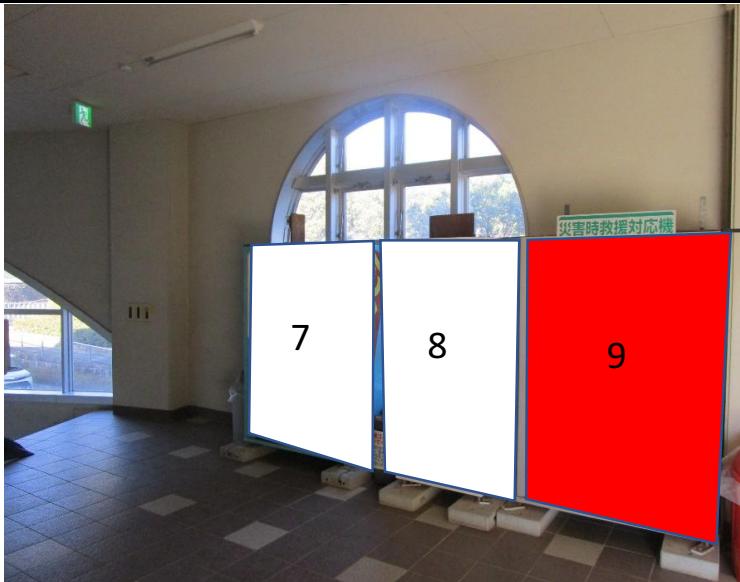
留意事項

物件番号	9	設置箇所	③香美市立土佐山田スタジアム
		所在地	土佐山田町植1252-2 外

配置図



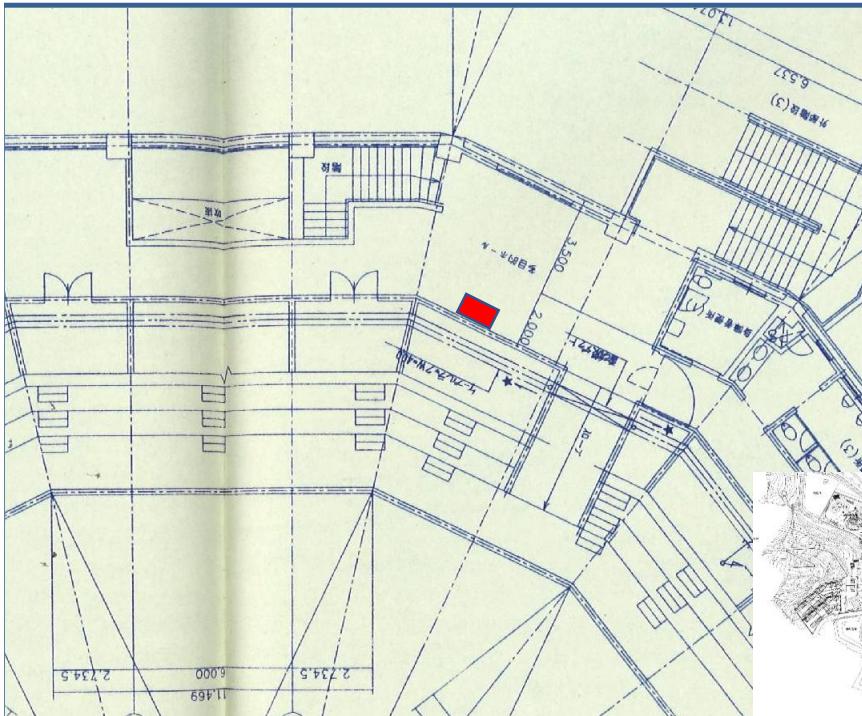
現地写真



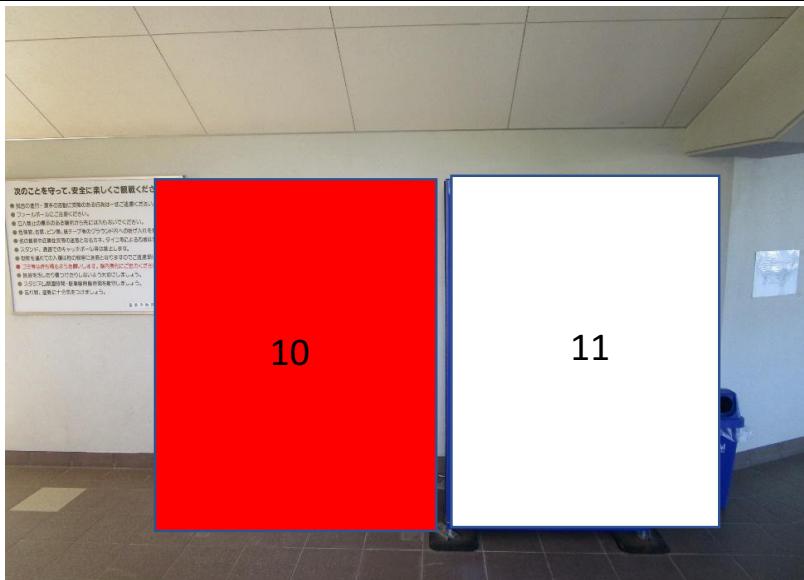
留意事項

物件番号	10	設置箇所	③香美市立土佐山田スタジアム
所在地			土佐山田町植1252-2 外

配置図



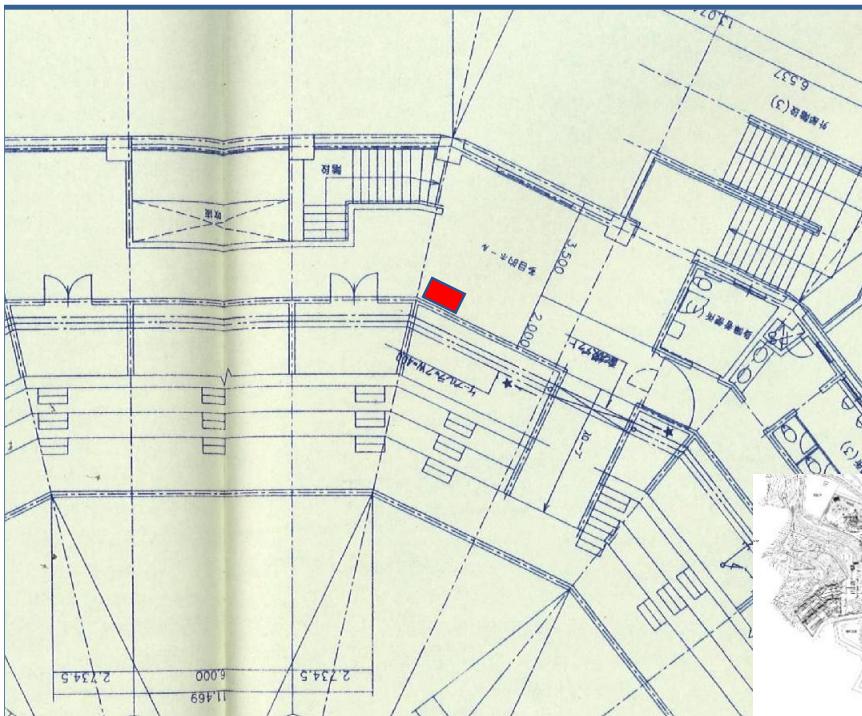
現地写真



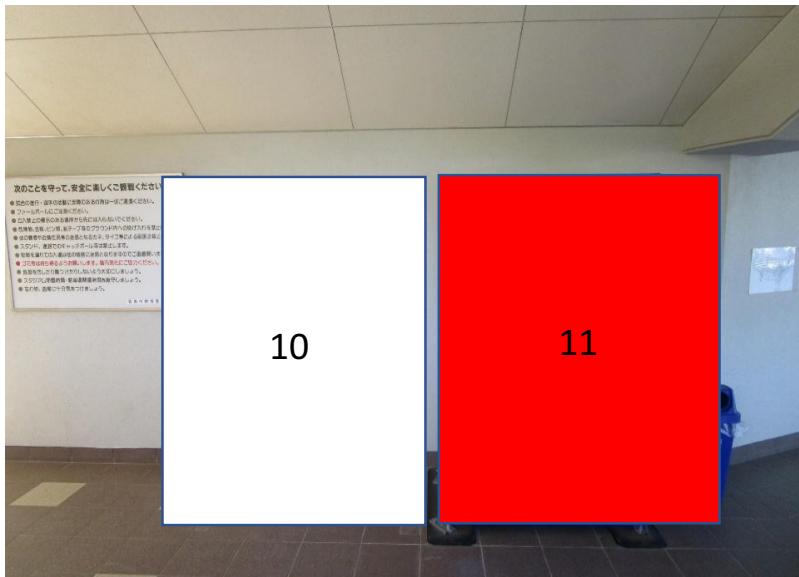
留意事項

物件番号	11	設置箇所	③香美市立土佐山田スタジアム
所在地			土佐山田町植1252-2 外

配置図



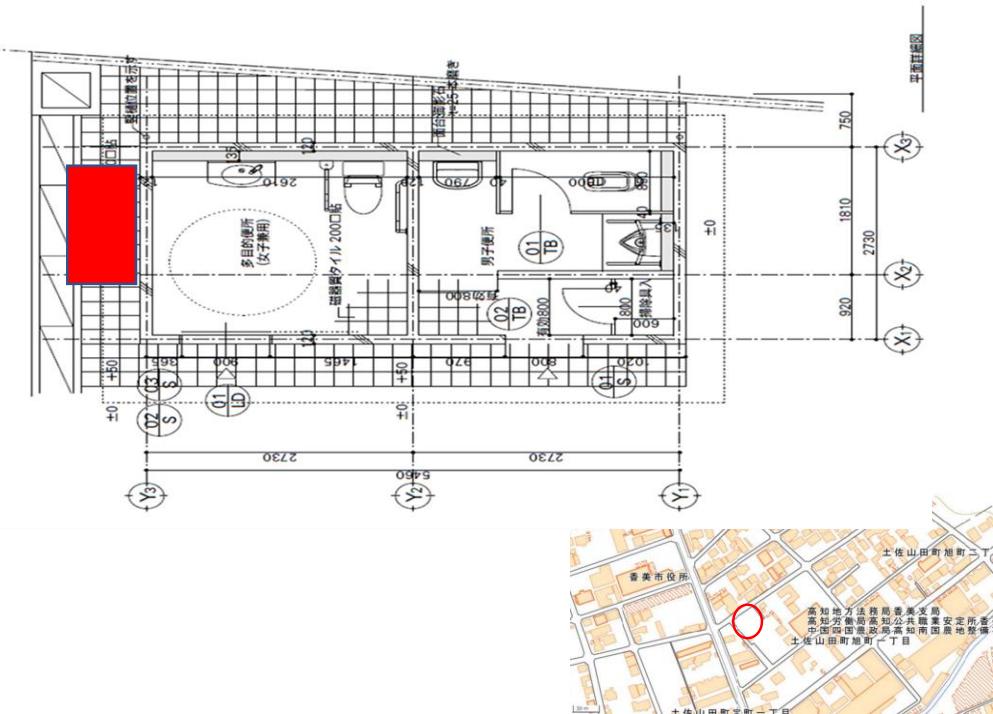
現地写真



留意事項

物件番号	12	設置箇所	④香美市立旭町公園トイレ棟西側
		所在地	土佐山田町旭町1丁目34-1

配置図



現地写真



留意事項

香美市立旭町公園トイレ棟西側に設置する自動販売機については、回収ボックスおよびごみ袋の設置は市で行うため、事業者による設置、回収・リサイクルは不要。